



# NEWS LETTER



NO

70

発行者 適格消費者団体 特定非営利活動法人 消費者ネットおかやま

〒700-0026 岡山市北区奉還町1-7-7 オルガ5階

TEL: 086-230-1316 FAX: 086-230-6880

ホームページ: <https://okayama-con.net> Eメール: [npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp](mailto:npo-syohinet-okayama@sunny.ocn.ne.jp) 2025年 8月発行



## 消費者ネットおかやま第18回総会を開催しました。

6月7日(土)、岡山国際交流センターにて第18回通常総会が開催され、2024年度事業報告や決算、役員選任などのすべての議案が承認可決されました。

出席状況 本人出席 31名(会場30名、オンライン1名)

書面出席 36名、委任出席 11名 合計 76名(正会員 108名、出席率 72.2%)

司会の萩原美江理事より開会時の出席状況と定款に基づき成立の報告があり、議長に



大賀副理事長

正会員の**上田優氏**を選出し議事に入りました。

はじめに**大賀宗夫**副理事長より、適格消費者団体になって10年目の節目を迎えることができたことなどの開会挨拶がありました。

また、岡山県県民生活部くらし安全安心課、岡山弁護士会、岡山県司法書士会からメッセージをいただいたことが紹介されました。



赤澤事務局長

つづいて**赤澤佳世子**事務局長より議案の提案がありました。2024年度は6年の一度の適格消費者団体認定の更新を行ったこと、差止請求活動は12業者に対し交渉16件を行ったこと、株式会社インシップ訴訟(2020年2月提訴)は、10月に最高裁から上告棄却及び上告不受理の決定があり敗訴となりましたが、今後の教訓として生かしたいことなどが報告されました。

行政や他団体との連携では、岡山県委託事業「見守り力アップ講座」の実施、ノートルダム清心女子大学との連携事業ではネット広告パトロールや若年層への啓発などの協議、3月には消費者庁主催の「適格消費者団体と地方公共団体等との連携ブロック会合(中国・四国)」の企画運営を担い、中四国8県からの参加があったことなどが報告されました。

議案採決の結果は以下の通りです。

第1号議案	2024年度事業報告承認の件	賛成多数で可決
第2号議案	2024年度決算承認の件	賛成多数で可決
第3号議案	役員選任の件	賛成多数で可決
報告事項	2025年度事業計画、活動予算	拍手で承認



上田議長



### ■第1回理事会で決定した2025年度の役員体制

理事長(代表理事): 河田 英正、副理事長(代表理事): 大賀 宗夫、副理事長: 大山 知康

理事: 赤澤 佳世子(事務局長)、赤澤 輝彦、太田 賢一郎(新任)、河津 拓未、萩原 美江、畠中

## 2025 年度消費者月間講演会開催！

### 講演：「クリック一つで人生が変わる？ ネット広告の光と影」

6月7日（土）、通常」総会終了後、消費者ネットおかやまと岡山県消費者団体連絡協議会共催、岡山県の後援で2025年度消費者月間講演会が岡山国際交流センターとオンライン配信にて開催され、63人が参加しました。

岡山県消団連の近藤幸夫代表幹事の開会挨拶の後、岡山県消費生活センター所長 龍田 裕典さんに、令和6年度の相談状況の報告をいただきました。

講演では、日本アフィリエイト協議会代表理事の笠井北斗氏より、ネット広告は本来ほしい人にほしい情報が届く、社会をよくするものであるはずが、さまざまな手口で悪用されている実態が実例も含め説明されました。特に SNS から悪質広告への誘導や、AI の発達でより巧妙な手口が蔓延し、だまされやすい人ほど攻撃が集中していくことの指摘がありました。一方、この学習会の参加報告、行政からの注意喚起、などを消費者から積極的にネット上に発信することは、AI に対し「岡山はターゲティング広告の対象からは外そう」と思わせることにつながる、という対策も提示されました。



### パネルトーク：ネット広告を読み解く力とは？…消費者目線でチェックする



講演での学びを深めるため、第2部としてパネルトークを実施しました。進行役を消費者ネット検討委員の片岡弁護士、パネラーとして講師の笠井氏、消費生活センター相談員、ノートルダム清心女子大学の学生と担当教授を招き、消費生活センターでの相談の実態からの意見や学

生のネット事情、大学での消費者教育などについて意見を交わしました。ノートルダム清心女子大の学生は、昨年度消費者ネットおかやまの「ネット広告表示パトロール」活動にも参加していただいております、そこでの取り組みや小学生への啓発ツールのアイデアなどの紹介もありました。

## 岡山県委託事業 「見守り力アップ講座」下期講座募集中！

2025 年度も岡山県の委託事業「見守り力アップ講座」を受託し、県内各地で見守り活動の前進や見守りネットワーク構築に向けて県と協力しながら進めています。

今日の講座内容

- 消費者トラブルってなに？
- 消費生活センターってどんなところ？

「契約」ってなんだろう？

- 契約は、法的な拘束力を持つ約束の事です。

クーリング・オフの方法（はがき以外の方法）

- LINE
- 電子メール（宛先にクーリング・オフ通知を入れる）
- 販売会社のHPのクーリング・オフ専用フォーム
- LINEbotなどの記録媒体

※送信エラーになっていないか確認し、メールなどの画面は保存する。

2022年6月特定商取引法の改正で、クーリング・オフの方法が増えました。  
詳しくは、消費生活センターにご相談を！

下期（2026年2月末まで）にまだ枠があります。地域での集まり、高齢者対象の会合、研修会の場などに1時間～1時間半程度、講座の開催をしてみませんか？

開催のお問い合わせは事務局まで。講座の詳細、申込書は右の二次元バーコードから。



## 主な差止請求活動の経過

※消契法=消費者契約法、景表法=不当景品類及び不当表示防止法、特商法=特定商取引法 の略です。

事業者名、時期	申入れ、差止等の内容	経過・結果
株式会社 メディビューティ 2020/4/8～ 最初の質問書送付	脱毛サロン LACOCO 運営会社。「全身脱毛月額 3,300 円、初月 0 円 まるごと全身最短 6 か月!」と大きく表示、離れた場所にそれよりも小さく「全身脱毛 6 回プラン〔36 回払い〕の毎月のお支払額です。総額 118,900 円」と表示があります。初月 0 円は割引ではなく、支払いが後にずれるだけで、景表法 5 条 2 項有利誤認表示に当たると考え、改善を求めて 2023/6/7 申入書を送付しました。6/14 回答書が届き、ページ内で確認できる位置に総額表示を移動し改善も、「初回 0 円」は消費者苦情がないとの内容でした。総額表示は依然小さく、改善不十分と考え 2023/11/16 消費者契約法 41 条事前請求書を発送しました。	改善連絡がないため、2024/3/13 督促状送付。
株式会社 Cloud-Unit(旧社名イースプラント) 2022/10/24～	ネット接続通信環境提供サービス事業者。電話勧誘で訪問を受けた。料金が安くなると言われたが安くならず解約したところ、違約金の請求を受けた。違約金が平均的損害を超えていると考え、申入書送付。2023/7/13 督促状を発送しましたが現在まで回答がありません。2024/9/13 に訴訟提起を前提の事前請求書を送りましたが回答なく、事業者は社名を変更し、本社を北海道に移転しています。	2025/7/10 督促連絡済、事業者回答待ち。
株式会社エネルギー・ソリューション・アンド・サービス 2024/11/15～	電化住宅設備リース制度「あっと!電化パック」約款で、「原則中途解約不可、リース契約終了で機器処理手数料が必要、など消費者に一方的に不利益な内容があると情報提供がありました。検討の結果、約款の内容についての質問書を 11/15 に送付し、12/12 付回答書を受領しました。 2025/5/15 に、以下の内容を求めて申入書を発送しました。①中途解約の場合、機器返還したうえで残リース料全額の支払いを求めるのは平均的損害額を超えている。②規約通りに解約手続きを行っても違約金が発生するのは、消契法 10 条違反となり、約款の変更を求める。6/20 に事業者から回答書が届き、現在、内容を精査しています。	6/20 回答書受取、検討継続中。
県内葬儀会社 S 社 2023/6/9～	パンフレットの表示の「岡山市指定業者」の表現は、市から特別に優良事業者として認定を受けた印象を消費者に与える表示ではないかと問い合わせたところ、実際は「岡山市事業の入札参加資格がある」意味であるとの回答でした。表現の削除を求め、2025/7/10 に再度申し入れを行ったところ、シールで隠し表示の削除をすると回答が届きました。現在、対応を検討中です。	7/14 回答書受取、対応検討中。
県内 男性専用脱毛サロン運営 Y 社 2025/3/14～	「未成年同意書」に、過失により消費者に損害を与えた場合でも、事業者が一切損害賠償責任を負わないとする条項があり、2025/3/14 に契約書、約款等の提供を求め照会を行いました。提供のあった契約書等の書面を確認したところ、消費者契約法 8 条 1 号、同 3 号に違反する内容があり、改善を求める申入書を 7/10 発送しました。	7/10 申入書発送、事業者の回答待ち。
FPC 株式会社 ミングルス(卓球用品販売サイト) 運営会社 2025/6/10～	注文商品が欠品の場合、商品はキャンセルとなり、「欠品キャンセルとなった場合は」①銀行振り込みあるいは「商品代金分のミングルスポイントでの返金」かのいずれかを選択できると利用規約にあります。ミングルスポイントでの返金となれば、ミングルスのネットショップ上で商品購入をしないと返金相当の対価が得られません。6/10 発送した改善を求める申入書に対し、6/14 その後利用規約の改訂を行う旨の返事がありました。 現在対応を検討中です。	6/14 回答書受取、内容検討中。
県内 置き薬販売 C 社 2025/7/10～	高齢者宅を訪問し、断っているのに置き薬を置いて帰り、後日高額料金を請求する配置薬事業者。2022 年に申し入れを行い、改善をするとの回答があったので一旦交渉を終了し経過を注視していました。しかし、2024 年 4 月以降、前回同様の相談が 16 件発生しており、2025/7/10 に改めて改善を求めて申入書を送付しました。(特商法 6 条 3 項と消契法 4 条 3 項 10 条に基く)	7/14 回答書受取、対応検討中。

他、第 3 類医薬品販売サイトなどの広告表示を検討中です。

## 河田理事長の私的消費者問題史（18）

### 1 円 訴 訟

理事長 河田 英正（弁護士）

1955年6月から8月にかけてヒ素の混入した粉ミルクを飲んだ乳児が130名死亡しました。厚生省は、事件発生後間もなく中毒患者は治癒したとして、森永に死者25万円、中毒患者1万円を支払うように指導して事件は終結しました。しかし、それから14年後、中毒患者だった方々を訪問調査したところ、それぞれに重い障害があったり、様々な病気などで苦しんでいる実態が明らかになりました。こうして、再び補償を求めて国と森永を相手として訴訟が提起され、交渉が始まりました。

訴訟は、患者一人あたり一律1000万円の支払を求める訴訟でした。しかし、この裁判を提起するにあたって激しい論争がありました。原告側は「私たちはお金が欲しいのではない。健康な元の身体を返して欲しい。生涯の補償（恒久救済）が必要である。」「訴訟では、森永と国の責任さえ認めさせていただければ、補償（恒久救済）は私たちが交渉で勝ち取る。請求額は1円でいい。」と実質的に金銭の主張をしないと言う主張でした。原告側の主張は痛いほどわかります。しかし、損害賠償請求は金銭請求でしかできません。1円支払えを請求の趣旨に、請求の原因に詳しく責任原因を記載し、請求原因事実を認めさせたということなのです。しかし、この裁判が確定して1円を被告側が支払えば、それ以上原告側は法的には何もできなくなってしまいます。その危険を避けるために1円訴訟とならなかったのです。お金の問題ではないという1円訴訟は心情的に理解できるものの、現実的にはなかなか例がないのはこうしたことからです。

この裁判は1974年5月、大阪地裁の法廷で国と森永は、患者側に謝罪し、その責任を認める発言がなされ、訴訟は取り下げられることになり、被告側との折衝において森永の出資でひかり協会が設立され、恒久救済事業がなされるようになりました。私は奇しくもこの大阪地裁の最後の法廷に出廷していて、現在、ひかり協会の恒久対策事業を実施する地域救済対策委員会の委員として関わりをもっています。

## ■6/14 消費者支援ネットくまもとで河田理事長が講演

### テーマ「適格消費者団体が運用する景品表示法の課題 ～通信販売事業者との訴訟の実務から～」

6/14(土) 適格消費者団体消費者支援ネットくまもとの総会で、当ネットの河田理事長が、昨年敗訴となったインシブ広告表示差止請求の訴訟活動の実践について、講演を行いました。複数の弁護士や大学の先生方に会場から質問を頂きました。「くまもとの皆様の熱気にふれて、こちらこそ大変に刺激を受けて帰りました。」と理事長の感想がありました。

